

## 東日本大震災津波からの復旧・復興工事における労働者宿舎設置に関する試行要領

東日本大震災津波からの復旧・復興工事の進捗に伴い、沿岸地域では労働者の不足が懸念されたため、被災地域外からの労働者確保に向けた対策として「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月12日付け農計第829号。以下「当面の運用」という。）、「県営建設工事（農業農村整備事業関係）における間接工事費の補正について」（平成26年2月13日付け農計第718号。以下「特例補正」という。）及び「労働者確保に要する間接費の契約変更についての運用基準」（平成24年12月28日付け農計第595号。以下「間接費の実績変更に係る運用基準」という。）を発出し、労働者の募集や宿泊等に係る追加費用の計上を実施してきた。

しかしながら、復旧・復興工事の本格化に伴う宿泊需要の急増により、労働者の宿泊施設を工事箇所の近隣で確保できない地域が生じてきている。

このような地域において、復旧・復興工事を円滑に進めるためには、工事に従事する労働者の宿舎を新たに設置せざるを得ないことが想定されるため、労働者宿舎の設置に関し、必要な事項を「東日本大震災津波からの復旧・復興工事における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）として定めるものである。

### 1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 平成25年8月19日以降に工事請負契約を締結した、農業農村整備事業関係の県営建設工事（建築工事を除く）。
- (2) 工事施工箇所が、沿岸広域振興局管内又は県北広域振興局本局管内の工事。
- (3) 発注者が、工事規模、工事箇所及び近隣の宿泊施設等の状況を考慮したうえで、労働者宿舎の設置が必要と認める工事。
- (4) 「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成5年2月22日付け5構改D第4号）別紙第3工種区分のうち、下記の工種の工事。

ほ場整備工事、農道工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事  
海岸工事、コンクリート補修工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）

### 2 受注者への周知及び協議

- (1) 発注者は、上記1（3）の判断のため、工事請負契約後に必要事項（宿泊施設を確保できない理由、宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について必要に応じて受注者と協議を行う。なお、労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- (2) 発注者は、前項の協議結果などを参考とし、労働者宿舎の設置が必要と認める場合には、「試行要領」の対象工事とする旨、工事打合簿（別紙1）により通知する。
- (3) 建設に係る費用（以下「建物費」という。）については、共通仮設費の積上げ分として変更契約により対応する。

### 3 労働者宿舎建設

- (1) 労働者宿舎は、リースを原則とするが、リース契約が困難又は適切でないと判断した場合は、受注者及び発注者の協議により、これによらないことができるものとする。

- (2) 発注者は、原則として労働者宿舍用地を確保するものとするが、借地料が必要となる場合は、受注者が負担するものとする。
- (3) 労働者宿舍建設に要する費用のうち「労働者宿舍仕様基準」に示す標準仕様（以下「標準仕様」という。）については、発注者が複数の見積りを徴収し、適切な労働者宿舍建設費用を計上するものとする。
- (4) 発注者は、建物費の計上に当たり、見積りや図面などから「必要と認められない設備等」が含まれていないかを精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判断した設備については、受注者負担（撤去含む）とする。
- (5) 「標準仕様」以外の給排水関係又は付属設備等は、最終精算変更時点で精算できるものとし、受注者は最終精算変更時点において、建物費に要した金額を証明する書類（領収書、領収書等が発行されない場合は金額を証明する金額計算書等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (6) 建物費の範囲は、下記に示す労働者宿舍の設置費、リース費及び撤去費（建物費で計上した部分のみ）とする。ただし、使用後に宿舍を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

#### 建物費として計上出来るもの

- (ア) 宿舍（標準仕様部分）
- (イ) 厨房室<sup>※</sup>
- (ウ) 外構等<sup>※</sup>
- (エ) 給排水関係
- (オ) 付帯設備（各室、共用）
- (カ) 宿舍の撤去費用
- (キ) 宿舍に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

注) 上記の付帯設備（各室、共用）に要する費用は、「建設業附属寄宿舎規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舎に関するガイドライン（厚生労働省）」により規定された設備が対象となる。

※) (イ)及び(ウ)は、受発注者の協議により、必要に応じて計上出来るものとする。

#### 建物費として計上出来ないもの

- (ア) 消耗品費
- (イ) 管理人等給与等
- (ウ) 宿舍の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等

注) 上記(ウ)に該当する費用は「共通仮設費（率分）及び現場管理費」に含まれている。

- (7) 受注者は、労働者宿舍の仕様に変更が生じる場合、監督職員と協議するものとする。
- (8) 受注者は、労働者宿舍の建設完了時に、「労働者宿舍仕様基準」に定める事項について、監督職員の立会を受けるものとする。
- (9) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。

## 4 労働者宿舍維持管理

- (1) 「試行要領」による当該宿舍の設置、維持管理及び撤去は、受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者が適切に宿舍を管理するよう、適正に指導するものとする。
- (3) 当該宿舍は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり、当該工事に従事する労働者

働者以外は使用できない。ただし、当該工事の受注者が別途受注した「1 対象工事」に該当する工事に従事する労働者の場合は、発注者及び受注者の協議により、使用させることができる。

- (4) 宿舎管理において、訴訟等の問題が発生した場合は、受注者の責任において速やかに解決するものとする。
- (5) 受注者は、労働者宿舎の引き払い時期について、「労働者宿舎利用報告書（様式1）」により、発注者へ報告するものとする。
- (6) 発注者は、前項の報告を受けて、関係機関等に労働者宿舎利用希望について照会し、当該宿舎の管理・運営を引継ぐ別工事を選定するものとする。
- (7) 前項において、引継ぐ工事が無い場合は、当該工事において宿舎を撤去するものとする。
- (8) 当該工事完了後の宿舎の取扱い（撤去又は引継ぎ）については、当該工事完了の概ね2ヶ月前までに受注者及び発注者の協議により決定するものとする。
- (9) 宿舎を引継ぐ場合は、受注者は発注者が指定する者へ引き継ぐものとする。
- (10) 受注者は、労働者宿舎撤去又は宿舎引き払い完了時に、監督職員の立会を受けるものとする。
- (11) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。

## 5 間接費の実績変更を行う場合の取扱い

「試行要領」の対象工事については、「間接費の実績変更に係る運用基準」を以下のとおり運用する。

### (1) 間接費の実績変更に係る運用基準 2 対象となる間接費

「試行要領」の対象工事については、「労働者宿舎の維持・補修に要する費用」及び「租税公課」を加えた下記に示す費用（以下「労働者宿舎実績変更対象費」という。）とする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む)
	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	・労働者宿舎の維持・補修に要する費用 ・用地の借地料
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業費の食事等(事業負担分)、食事補助費 ・支給した交通費 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当
現場管理費 (租税公課)	租税公課	固定資産税等の租税公課等

### (2) 間接費の実績変更に係る運用基準 5 実績変更対象費の通知

発注者は、「試行要領」の対象工事の場合、2 (2) の通知により、当該工事の設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する「労働者宿舎実績変更対象費」を通知するものとする。

また、契約変更（契約金額に変更がある契約変更をいう。）を行った場合は、その都度、変更となる労働者宿舎実績変更対象費を受注者に通知するものとする。

- (3) 受注者は、労働者宿舎に伴う維持管理費用等と併せて被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更を請求する場合は、「労働者宿舎に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付した「工事打合簿」（別紙1）により、発注者と協議するものとする。
- (4) 受注者は、当該宿舎を使用出来ない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等にあつては、「間接費の実績変更の運用基準」に基づく「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、「建物費」と重複した請求と認められる場合は「間接費の実績変更の運用基準」の対象外とする。
- (5) 発注者は、最終精算変更時点において、「建物費」と「間接費の実績変更の運用基準」に基づく「宿泊費」又は「借上費」が重複した請求となっていないことを確認するものとする。

## 6 その他

- (1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があつた場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (3) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。

## 付則

この試行要領は、平成25年8月19日から施行する。

この試行要領は、平成26年8月25日から施行する。